

交通・移動・公共料金など

市営駐車場・駐輪場の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者は、以下の金額で利用できます。

種別	料金	利用場所
駐車場	駐車した時から 2 時間まで無料。 2 時間を超えたときから 1 時間ごとに 100 円	(東郷駅) 日の里口自動車駐車場
		(赤間駅) 南口自動車駐車場 北口駅前広場自動車駐車場 北口第 1 自動車駐車場 北口第 2 自動車駐車場 北口第 3 自動車駐車場
駐輪場 (定期利用のみ) ※自動二輪は対象外	定期券料金が半額免除	(東郷駅) 宗像大社口第 1 自転車等駐車場 宗像大社口第 2 自転車等駐車場 日の里口第 1 自転車等駐車場 日の里口第 2 自転車等駐車場
		(赤間駅) 南口第 1 自転車等駐車場 南口第 2 自転車等駐車場 北口第 1 自転車等駐車場 (東側) 北口第 2 自転車等駐車場 (西側)

※利用前に問い合わせが必要

※利用・購入の際は手帳又は証明書の提示が必要

●お問い合わせ

東郷駅日の里口第 1 自転車等駐車場 TEL 0940-37-0515
 東郷駅宗像大社口第 1 自転車等駐車場 TEL 0940-37-1331
 赤間駅北口第 1 自転車等駐車場 TEL 0940-33-8898
 赤間駅南口第 2 自転車等駐車場 TEL 0940-35-4433
 宗像市役所 維持管理課 TEL 0940-36-7471 FAX 0940-36-7005

バス・鉄道の運賃割引

旅客鉄道（JR九州）の運賃割引

第1種身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人 (単独時)	乗車券	5割	・片道 101km 以上利用の場合のみ	手帳提示
	定期券	無		
	特急券	無		
本人 (介護者 同一行程)	乗車券	5割	・距離制限なし・本人介護者とも割引	手帳提示
	回数券	5割	・距離制限なし・本人介護者とも割引	手帳提示
	※定期券	5割	・距離制限なし ・小児定期乗車券の割引なし	手帳提示
	特急券	無		

第2種身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者

対象	種類	割引率	割引特記事項	購入条件
本人 (単独時)	乗車券	5割	・片道 101km 以上利用の場合のみ	手帳提示
	定期券	無		
	特急券	無		
本人 (介護者 同一行程)	乗車券	無		
	※定期券	5割	・障害者本人が 12 歳未満の場合のみ ・距離制限なし ・小児定期乗車券の割引なし	手帳提示
	特急券	無		

※介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対して通勤定期乗車券を発売する。

- ・小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引がされない。
- ・障がい者1名に対し、1名の介護者をつけることができる。
- ・第1種の障がい者が介護者と同伴で100kmまでの区間を乗車する場合は、券売機で小児の乗車券を購入し利用することも可。その際は改札口で手帳を提示すること。

●時刻・運賃料金のお問い合わせ

JR九州案内センター 営業時間 9:00~17:30

TEL 0570-04-1717

西鉄バス・西鉄電車の運賃割引

種別			第1種身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳1級		第2種身体障害者手帳・療育手帳 精神障害者保健福祉手帳2級・3級	
			本人	介護者	本人	介護者
現金 普通乗車券 回数乗車券 ICカード	バス	大人	5割引	5割引	5割引	—
		小児	5割引	5割引	5割引	—
	鉄道	大人	5割引	5割引	5割引	—
		小児	5割引	5割引	5割引	—
定期乗車券 (通勤・通学)	バス	大人	5割引	5割引(※)	5割引	—
		小児	—	5割引(※)	—	5割引(※)
	鉄道	大人	5割引	5割引(※)	—	—
		小児	—	5割引(※)	—	5割引(※)

※定期乗車券については、介護者は通勤定期となります。(大人通勤の5割)

【西鉄バス・西鉄電車共通事項】

- ・本人と介護者が同券種・同区間・同適用期間である必要があります。(※ただし、鉄道のみ、本人が定期乗車券をお持ちの場合、介護者は普通乗車券を割引で購入できます)
- ・本人が通学定期でも、介護者は通勤定期の5割引きです。
- ・本人が乳児及び幼児の場合、本人が乗車券を購入しなくても、その介護者は割引乗車券を購入できます。(※バスのみ知的障がい者の介護者特例としています。)
- ・本人が小児の場合、定期乗車券の障がい者割引はありません。
- ・通常のnimocaカード、スターnimocaカードを利用の際は手帳を必ずご提示いただきます。
- ・障がい者用のnimocaカードをお使いになる際も、障害者手帳などをお持ちください。障がい者用のnimocaカードをお使いになる場合は、基本的に手帳を毎回ご提示いただく必要はありませんが、係員が手帳の提示をお願いする場合があります。
- ・障がい者用nimocaカードには有効期限があります。有効期限は、次回の誕生日(初回に限り次々回の誕生日)です。
- ・介護者は障がい者用のnimocaカードを利用できません。障がい者用nimocaカードは記名人本人の利用に限ります。なお、介護者が介護割引の適用を受ける時には、駅・乗務員に申し出ていただくことで、割引が適用されます。(カード内の入金残額(SF)でお支払いいただくことはできません。)
- ・マイナポータルと連携したミライロIDアプリも手帳に代わるものとしてご利用いただけます。
※但し、マイナポータルと連携していない、スマートフォンの不具合で画面の提示ができない等の場合は手帳をご提示ください。

●お問い合わせ

西鉄お客さまセンター
TEL 050-3616-2150

ふれあいバス・コミュニティバスの運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者は、以下の金額で利用・購入できます。

種別	料金	購入場所
運賃	100円	—
1日乗車券	200円	ふれあいバス・コミュニティバス車内 西鉄バス赤間営業所（事務所）
回数券	1,000円 （100円券×11枚）	
定期券	1ヶ月：3,000円 3ヶ月：9,000円 6ヶ月：18,000円 1年：36,000円	赤間定期券発売所（バスセンター） 西鉄バス赤間営業所（事務所）

※利用・購入の際は手帳が必要（「ミライロIDアプリ」の手帳画面の提示でも可）

※介護者は手帳所持者1名につき1名まで

※ふれあいバスは、車椅子に乗ったまま乗車できます。

コミュニティバスは、車椅子をご自身で折りたたんで乗車してください。

オンデマンドバス「のるーと」の運賃

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及びその介護者は、以下の金額で利用・購入できます。

種別	料金		購入場所
運賃	日の里地区内 （宗像ユリックス、 メイトム宗像含む）	100円	—
	日の里地区内 ～レガネット東郷店	150円	
	日の里地区内 ～宗像医師会病院	200円	
1日乗車券	300円		CoCokara ひのさと（平日/10:00-17:00）、 のるーと車内（運行時間内）
定期券	1ヶ月：4,500円		CoCokara ひのさと（平日/10:00-17:00）

※利用・購入の際は手帳が必要（「ミライロIDアプリ」の手帳画面の提示でも可）

※介護者は手帳所持者1名につき1名まで

※車椅子は、ご自身で折りたたんで乗車してください。

●お問い合わせ

宗像市役所 都市再生課 TEL 0940-36-9777 FAX 0940-36-7005

福岡市地下鉄運賃割引

対象となる人	乗車券の種類	割引率	手 続
- 身体障害者手帳（１～３級） - 療育手帳Ａ - 精神障害者保健福祉手帳（１級）	普通乗車券 定期券 １日乗車券 ＩＣカード 「割引はやかけん」	本人・介護者ともに５０％ ※普通乗車券のみ 小児割引あり	＜普通乗車券・１日乗車券＞ 自動券売機にて割引運賃の乗車券を購入（必要に応じ手帳を提示） ※障がい児（小学生以下）の場合、事前登録した「小児はやかけん」の利用で、翌月に割引差額分ポイントを付与する制度あり（詳細は福岡市交通局ＨＰにてご確認ください） ＜定期券＞ 定期券うりば又は自動券売機で手帳を提示して購入（ただし、新規通学定期券は定期券うりば又は橋本・野芥・福大前・薬院・天神南の券売機で発売） ※介護者の定期券については、通勤定期券のみ発売 ＜ＩＣカード「割引はやかけん」＞ 自動券売機、駅窓口又は定期券うりばで手帳を提示して購入
- 身体障害者手帳（４～６級） - 療育手帳Ｂ - 精神障害者保健福祉手帳（２～３級）		本人 ５０％ ※普通乗車券のみ 小児割引あり	

●お問い合わせ

福岡市地下鉄お客様サービスセンター（各種案内） TEL 092-734-7800

北九州モノレール運賃割引

対象となる人	乗車券の種類	割 引 率	手 続
第１種身体障がい者 第１種知的障がい者 １級精神障がい者	普通乗車券 通勤定期券 通学定期券	本人・介護者ともに５０％ ①本人の場合、小児定期券の割引はなし。介護者については同伴時のみ適用。 ②第１種身体障がい者の介護者は２人まで、第１種知的障がい者及び１級精神障がい者の介護者は、１人まで５０％の通勤定期券を適用。	普通乗車券は、購入時に手帳を係員に呈示し、券売機で購入。 定期券は手帳を呈示し、定期券発売所で購入。（各駅でも予約発売は行っています。） （ミライロ ID の使用について） ・身体障がい者割引乗車券の購入時や乗車時の資格確認に、マイナポータルとの連携を完了した「ミライロ ID」が使用できます。ただし、列車への乗車時には必ず「手帳本通の携帯」が必要です。（スマートフォンの電池切れ、故障時等に係員が提示を求める場合があります。） ・マイナポータルとの連携が完了していない「ミライロ ID」は、使用できません。
第２種身体障がい者 第２種知的障がい者 ２級精神障がい者 ３級精神障がい者	普通乗車券 通勤定期券 通学定期券	本人のみ５０％ 小児定期券の割引なし。なお、１２歳未満の障がい者の介護者は、１人まで５０％の通勤定期券を適用。	

●お問い合わせ

平和通駅 TEL 093-511-5411
 北九州高速鉄道株式会社 TEL 093-961-0103 FAX 093-961-0555

航空機の運賃割引

国内航空各社において、国内線全区間で以下の「障がい者割引運賃」が適用されます。
詳細は、各航空会社にお問い合わせください。

●対象となる人

- ① 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている満12歳以上の人
- ② ①と同一便に搭乗する介護者の人（お一人様まで）

●割引率

航空会社、路線によって異なります。

●手続き

購入時に航空券販売窓口で手帳を提示

●お問い合わせ

各航空会社

船の運賃割引

名称	対象となる人	割引率
宗像市渡船 （地島～神湊航路） （大島～神湊航路）	第1種手帳所持者とその介護者 第2種手帳所持者（市内在住者、もしくは、片道101キロメートル以上旅行するものと認められるものに限る） 精神障害者保健福祉手帳1級所持者とその介護者 精神障害者保健福祉手帳2級、3級所持者（市内在住者、もしくは、片道101キロメートル以上旅行するものと認められるものに限る）	一般旅客運賃の50% （対象者のうち、地島在住者が地島～神湊航路を、大島在住者が大島～神湊航路を利用の場合は無料）

※詳しくはチケット購入時にお尋ねください。

●お問い合わせ

宗像市 元気な島づくり課 渡船係
TEL 0940-62-3592 FAX 0940-62-3503

ふくおか・まごころ駐車場制度

障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など、車の乗り降りや移動に配慮の必要な方が、公共施設、店舗等の障がい者等用の駐車場などに車を止め、安全かつ安心して施設を利用できるように支援する制度です。

●お問い合わせ

宗像・遠賀保健福祉環境事務所 総務企画課 企画指導係
TEL 0940-36-2045 FAX 0940-36-2592

タクシー料金の割引

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者がタクシーを利用した場合に、規定料金が割引となる場合があります。（手帳の提示が必要です）

割引の有無や内容は、タクシー会社毎に異なりますので、タクシー会社へ直接お尋ねください。
なお、下記「福祉タクシー料金の助成」との併用も可能です。

●お問い合わせ

各タクシー会社

福祉タクシー料金の助成

宗像市・福津市にある、宗像グリーンタクシー、宗像西鉄タクシー、新星交通、みなとタクシー、福栄タクシー、平和タクシー、宗像交通、福祉タクシーうみがめ、iW care Taxi の9社のタクシー会社を利用した場合、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示し利用券を提出することにより、小型タクシーの基本料金分を助成します。

●対象となる人（在宅者のみで、施設入所・長期入院中の人は除く）

- ① 視覚障がい1級、2級の人
- ② 肢体不自由1級、2級の人
- ③ 心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の機能の障害1級の人
- ④ 免疫又は肝臓機能障害の1級又は2級の人
- ⑤ 療育手帳Aの人
- ⑥ 精神障害者保健福祉手帳1級の人

●申請に必要なもの

身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

●注意事項

事前に市役所福祉政策課で申請をしてください。

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係 TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

有料道路の割引

有料道路を通行する際、通常料金の約半額になる制度で、以下の障がい者への割引が適用されます。なお、この割引を受けるためには事前に福祉政策課にて身体障害者手帳または療育手帳に必要事項（割引対象である旨、自動車登録番号、割引有効期限、障害者ご本人以外の方の運転である旨）の記載を受ける必要があります。

※事前登録がされていない自動車でも、要件を満たした自動車であれば、割引を受けることができます。詳細や、車両の登録条件等につきましては、「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

※自家用車を事前登録のうえ ETC 利用申請される方を対象に、新たにオンライン申請を導入しました。詳細につきましては、オンライン申請受付サイト（<https://www.expressway-discount.jp>）をご確認ください。

- ア 身体障害者手帳所持者が自ら運転する場合（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第2種」）
- イ 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けられている方のうち、重度の障がい者ご本人以外の方が運転し、重度の障がい者ご本人が同乗される場合（手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の第1種」）

●対象自動車の範囲【登録できる自動車は障がい者1人につき1台】

自動車検査証又は軽自動車届出済証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されているもの（事業用・レンタカー・軽トラック等は対象外）のうち、「用途」欄に「乗用」と記載されており、乗車定員が10人以下のもの。「用途」欄に「貨物」と記載されており後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のものうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は仕切られていて最大積載量が500kg以下のもの。「用途」欄に「特種」と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はキャンピング車と記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの。総排気量が125ccを超える二輪自動車。

※レンタカー、タクシー、借用自動車、車検・修理時の代車等は事前登録できる自動車の対象となりません。対象となる自動車は、「有料道路における障害者割引制度のご案内」をご確認ください。

●対象自動車の所有者（自動車検査証等の「所有者の氏名又は名称」）

- ・対象者が(ア)の場合、本人・配偶者・直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等（個人名義に限る）
- ・対象者が(イ)の場合も(ア)と同様。ただし、該当の者が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護をしている者も対象

●手続きと有効期間

下記に記載している必要書類等を福祉政策課に持参し、手帳の指定の箇所に自動車登録番号及び割引有効期限を記載した有料割引登録シールの貼付を事前に受けてください。有効期間は新規及び変更の申請においては、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までです。なお、有効期限の2ヶ月前から更新手続きが可能で、その場合は3回目の誕生日（最長2年2ヶ月）までとなります。

※手帳自体に有効期限がある場合で有料道路の割引有効期限よりも手帳の有効期限が先に到来する場合は手帳の有効期限までとなります。

●必要書類【ETCをご利用にならない場合は①～④】

- ① 身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 割引を受ける車の自動車検査証又は軽自動車届出済証
- ③ 自動車検査証記録事項
- ④ 障がい者本人が運転する場合のみ運転免許証（「新規」申し込みの場合）
- ⑤ 障がい者本人名義のETCカード（「新規」申し込み又は「変更」「更新」手続きで前回申請から変更がある場合）（未成年の重度障がい者の方が、本人の運転による割引を受けず、介護者の運転による割引適用を受ける場合は親権者又は法定後見人名義のカードも可能）
- ⑥ ETC車載器の管理番号が確認できるもの（ETC車載器セットアップ申込書・証明書）（「新規」申し込み又は「変更」「更新」手続きで前回申請から変更がある場合）

●ご利用方法

手帳を呈示してご利用される場合、料金所で、料金所係員が手帳の記載事項を確認させていただきます。必要事項が記載されたページを開いて手帳をご呈示ください。（料金精算機または自動収受機が設置されている料金所においては、備え付けの係員呼び出しレバーまたはボタンにより、係員にお知らせください。係員が割引に必要な記載事項を確認します。）

ETCをご利用される場合は、事前にETC障がい者割引登録した車両及びETCカードで、ETCレーンをそのまま通過してください。後日、カード会社等から請求の際、本割引適用後の料金が課金されます。

●注意点

ETCご利用の場合は、有料道路ETC割引登録係へも事前に登録申込みが必要です。また、ETC障害者割引が登録済みでも、ETCレーンが利用出来ず料金所係員にETCカードを手渡しての支払いの時は、その場で手帳の呈示が必要です。（料金精算機が設置されている料金所においては、備え付けの係員呼び出しレバーまたはボタンにより、係員にお知らせください。）手帳の呈示がない場合は割引になりませんので、有料道路利用時には必ず手帳を携行するようにしてください。

※事前にご登録いただいている要件に該当しない場合は障害者割引は適用できません。

※介護者が運転する場合、「道路介護」と記載されたシールでないと割引が適用になりません。

※ETC 時間帯割引との併用はできません。

※令和7年1月1日時点の割引内容を記載しています。最新の情報につきましては、NEXCO 西日本ホームページ（<https://www.w-nexco.co.jp/disabled/>）をご覧ください。

●お問い合わせ

宗像市 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

西日本高速道路株式会社 九州支社 保全サービス事業部 料金課

TEL 092-260-6111（代） 受付時間：土日祝日を除く平日 9:00～12:00、13:00～17:00

駐車禁止規制からの除外措置

対象となる人	障害の種類
身体障がい者	・視覚障がい1級から3級までの各級及び4級の1 ・聴覚障がい2級及び3級 ・平衡機能障がい3級 ・肢体不自由（上肢）1級、2級の1及び2級の2 ・ // （下肢）1級から4級までの各級 ・ // （体幹）1級から3級までの各級 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい ・ // （上肢機能）1級及び2級 （一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） ・ // （移動機能）1級から4級までの各級 ・心臓機能障がい1級及び3級 ・じん臓機能障がい1級及び3級 ・呼吸器機能障がい1級及び3級 ・ぼうこう又は直腸の機能障がい1級及び3級 ・小腸機能障がい1級及び3級 ・ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい1級から3級までの各級 ・肝臓機能障がい1級から3級までの各級 ・身体障がい者等のうち、歩行が困難なことにより社会での日常生活が著しく制限されると公安委員会が認める人
知的障がい者	・重度（A）の障がい
精神障がい者	・1級
右記該当者は個別に お問い合わせください	・戦傷病者手帳所持者、及び色素性乾皮症の方 ・2つ以上の障がいを有する人で、交付対象に該当するか分からない方

●必要な書類など

- | | |
|------------------------------------|----------|
| ① 申請書（警察署備え付け・福岡県警察ホームページからダウンロード） | } それぞれ2通 |
| ② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等（写し） | |
| ③ 住民票の写し（1通はコピー可）※ 発行日から3ヶ月以内のもの | |
| ④ 代理人が申請する場合は申請者との続柄が確認できるもの又は委任状等 | |

●申し込み

宗像警察署 交通課

宗像市東郷1丁目2番2号

※受付時間：平日のみ 午前9時から午後4時まで（年末年始を除く）

※障がい部位・等級等により、申請・交付出来ない場合がありますので、申請前に直接窓口にてお問い合わせください。

●お問い合わせ

宗像警察署 交通課

TEL 0940-36-0110（代表）

福岡県警察本部 交通規制課

TEL 092-641-4141（代表）

車いす移送車の貸出

宗像市社会福祉協議会では、車いすのまま乗れる車いす移送車（スロープ付ワゴン車）の貸出を行っています。

●対象となる人

歩行が困難なために外出の際に車いすなどを必要とし、公共交通機関及びタクシーの利用が困難な障がい児・者、高齢者。（ただし、制度上介護タクシーや事業所の移送サービスを利用している人は、そちらを優先して利用してください）

●お問い合わせ

宗像市社会福祉協議会／宗像市ボランティアセンター

TEL 0940-37-4100 FAX 0940-37-4101

メールアドレス v-net@syakyo.munakata.com

ホームページアドレス <https://syakyo.munakata.com/volunteer>

盲導犬の貸与

九州盲導犬協会では、視覚障がい者の日常歩行の自由・安全と社会参加のため盲導犬を無償で貸与しています。

●対象となる人

18歳以上で盲導犬を有効に活用できる視覚障がい者（1級、2級程度）

●お問い合わせ

公益財団法人九州盲導犬協会 盲導犬総合訓練センター 糸島市東702番地1

TEL 092-324-3169 FAX 092-324-3386

ホームページアドレス <https://www.fgda.or.jp>

自動車運転免許取得費の助成

障がいのある人の社会活動への参加を促進するため、普通自動車免許を取得する際の自動車学校での費用の一部を助成するものです。

●対象となる人

身体障害者手帳の交付を受けている4級以上の人

療育手帳の交付を受けている人（知的障がいの程度は問いません。）

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障がいの程度は問いません）

※免許の取得前又は取得後6か月以内の申請が必要です。所得制限があります。

※過去に自己の責任において免許を失効させた人、及び免許の取消処分を受けた人は対象になりません。

●必要な書類など

- ① 障害者自動車運転免許取得助成事業申請書
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

●限度額

10万円

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

自動車改造費の助成

障がいのある人が就労等に伴い、本人が所有し運転する自動車の操向装置（ハンドル）、駆動装置（アクセル及びブレーキ）等の一部を改造する必要がある場合に、その改造費を助成しています。

●対象となる人

身体障害者手帳の交付を受けていて、上肢機能障がい、下肢機能障がい又は体幹機能障がいのある人

※必ず事前に申請してください。所得制限があります。

●必要な書類など

- ① 自動車改造費助成申請書
- ② 所得状況届
- ③ 車検証（新車の場合には注文書）
- ④ 身体障害者手帳
- ⑤ 免許証の写し
- ⑥ 改造の見積書
- ⑦ 改造装置のパンフレット

●限度額

10万円（対象者1人につき1回限り。ただし、5年を経過した場合は再度申請可能）

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

NHK受信料の免除

次にあげる人については、NHKへ放送受信料免除申請書（福祉事務所長等の証明が必要）を提出し、受理された月から、受信料が全額または半額免除されます。

	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	- 生活保護法に規定する扶助を受けている場合 - ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 - 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳を所持する方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	社会福祉施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行なう施設または事業所に入所されている場合
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所属税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第１款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

●申請窓口

○身体障害者・療育・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

○戦傷病者手帳の交付を受けた方

福岡県庁福祉労働部保護援護課

●NHK放送受信料問い合わせ

TEL 0570-077-077（受付時間：午前９時～午後６時〔土・日・祝日も受付〕）

※IP 電話等のお客様で上記の電話番号をご利用になれない場合は、

TEL 050-3786-5003 FAX 045-522-3044

ホームページ <https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>

携帯電話の減免

携帯電話基本使用料等が減額されます。減額の内容は会社により異なりますので、各取扱店にお問い合わせください。

オストメイト対応トイレ設置場所

ストマ用装具利用者の社会参加を支援するオストメイト対応トイレが、次の場所に設置されています。

設置場所	トイレ種別等	設備等
宗像市役所	多目的トイレ（北館1階）（南館1階） （北館2階）（南館2階）	電気温水器完備 （北館2階を除く）
宗像ユリックス	多目的トイレ（1階エレベータ前） （イベントホール横） （インフォメーション横）	電気温水器完備
市民活動交流館 （メイトム宗像）	多目的トイレ（1階）	電気温水器完備
シルバー人材センター （旧働く女性の家）	多目的トイレ	電気温水器完備
道の駅むなかた	多目的・多機能トイレ	電気温水器完備
JR赤間駅北口	多目的トイレ	電気温水器完備

●お問い合わせ

宗像市役所 福祉政策課 障害者福祉係

TEL 0940-36-3135 FAX 0940-36-5856

設置場所	トイレ種別等	設備等
吉武地区コミュニティ・センター	多目的トイレ	シャワー式
赤間地区コミュニティ・センター	多目的トイレ	電気温水器完備
自由ヶ丘地区コミュニティ・センター	多目的トイレ	電気温水器完備
河東地区コミュニティ・センター	多目的トイレ	電気温水器完備
東郷地区コミュニティ・センター	多目的トイレ	シャワー式
日の里地区コミュニティ・センター	多目的トイレ	シャワー式
池野地区コミュニティ・センター	多目的トイレ	シャワー式
岬地区コミュニティ・センター	多目的トイレ	シャワー式
玄海地区コミュニティ・センター	多目的トイレ	電気温水器完備
メイトム宗像	多目的トイレ	シャワー式

●お問い合わせ

宗像市役所 コミュニティ協働推進課

TEL 0940-36-5394 FAX 0940-36-0270